

次に掲げる規則を公布する。

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)及び(3)、別表第2ア備考(4)、別表第2イ備考(3)及び(4)並びに別表第6備考(2)の職員等を定める規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

(令和 7 年 11 月 28 日掲示済)